



NTT東西の通信インフラの在り方

令和6年3月14日
事務局

我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

設備の自己設置要件

（論点4 - 1 関係）

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- NTTは特別な資産である線路敷設基盤を保有していることから、引き続き、**自己設備設置要件が必要**。（ソフトバンク、KDDI）
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらに**ブロードバンド未整備地域の解消を図る**という観点から、**現状の自己設備設置要件を維持することが適当**。（ケーブルテレビ連盟）
- **設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要**。また、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、**自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要**。（NTT）
- 継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、**線路敷設基盤については、他の公共インフラ（他社資産）の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切**。（KDDI）
- 著しく不経済となるエリアにおいて、**最終保障提供責務（ラストリゾート責務）を負う場合に限定して、NTT東西が無線サービスを提供できるようにするために、設備の自己設置要件の緩和を検討するべき**。（STNet）
- **自己設備設置要件には、重要設備の譲渡等の規定とともに、第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果がある**。（ソフトバンク）
- 仮に**第一種指定電気通信設備の譲渡が行われた場合には、NTT東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがある**。（KDDI）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- 他事業者が設備のシェアリングによる効率化に取り組む中、NTT東西は設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、**自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要**。また、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、NTT東西がユニバーサルサービスのラストリゾート責務を担うエリアにおいて、**無線や他社光設備を活用してサービス提供した方が効率的となる場合は、電話もブロードバンドも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能としていただきたい。**（NTT）
- NTT東西による他社設備の利用は、「あまねく提供責務」の確保に支障を生じさせないために、**本来業務の中で例外的に認められるものであり、仮に一種指定設備の譲渡が行われた場合、一種指定設備に対する規律を逃れるおそれがあることから、NTT東西に対して引き続き自己設置要件が必要**。ただし、線路敷設基盤については、他の公共インフラの活用による効率化が可能な場合には、必要に応じて検討することは適切。（KDDI）
- 基幹インフラを独占的に保有するNTT東西には、**自己設置規定の維持による確実な保守・運用の構造的確保が必要**。他社設備の利用区間は安定的なサービス提供を受けられない懸念があり、また、自己設置規定等のNTT法上のインフラに関する各種規定は、**一種指定設備制度の規制の回避抑止に寄与していることに留意が必要**。（ソフトバンク）
- **自己設置要件**は、「特別な資産」を承継したNTTが、**その責務を果たすための要件**と認識。**他社設備の利用等**は、電話の提供が極めて不経済となる場合等に限り認められていることから、「NTT東西の他者設備を用いた地域電気通信業務に係る認可基準ガイドライン」に沿って、**厳格な運用**がなされるべき。（楽天モバイル）

我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

設備の設置概念

（論点4 - 2 関係）

- 電気通信事業法は、設備の「設置」の有無に着目した規律の体系となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「設備の継続的な支配・管理」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 最近では自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから、設備の「設置」の有無に着目した規律の検証は必要。（JAIPA）
- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置付けになる。（KDDI）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置付けになる。NTT東西については、事業用電気通信設備の他、電電公社より引き継いでいる「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」と併せて、自己設置要件が引き続き求められるべきである。一方、「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を自前で設置することが現実的でない電気通信事業者については、他社の線路敷設基盤の利用に依存せざるを得ない構造になっている。（KDDI）
- 自己設置要件はあくまでも、「特別な資産」を承継したNTTが、その責務を果たすための要件と認識。電気通信事業法の検証に合わせるのではなく、NTT法に定める要件のみを議論すべき。（楽天モバイル）

NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

NTT東西のアクセス部門の資本分離等

（論点7 - 1 関係）

- NTT東西のアクセス部門の資本分離について、以下の意見などを踏まえ、どう考えるか。これ以外にも、NTTが現状のまま運営する方法や国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられるが、どうか。
 - ・ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、公社承継資産・ボトルネック設備を保有するNTT東西が完全民営化される場合、NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響が及ぶとの意見
 - ・ NTTからは、NTT東西のアクセス部門の資本分離は、ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くとの意見
 - ・ オプテージ、STNetからは、光ファイバの設備競争が減退するとの意見

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- NTT東西の特別な資産は、今後民間事業者が実現し得ない規模感で構築されており、我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線問わず依存せざるを得ない構造にあるため、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、特別な資産の適切な維持・運用が今後も必要。NTT東西を完全民営化するとした場合、特別な資産の保有・運用の安全性・公平性確保のため、アクセス部門をNTT持株及びNTT東西から完全に資本を分離した別会社とすることが必須。（ソフトバンク）
- アクセス部門をNTTから資本分離し、すべての電気通信事業者が電電公社時代の線路設備基盤に設置された設備を公平に利用できる環境を実現すべき。（アルテリア）
- NTTが保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、ユニバーサルサービス、公正競争や安全保障に影響を及ぼすため、アクセス部門の資本分離については慎重な議論が必要。（KDDI）
- NTT東西の光ファイバ等を含むアクセス部門の資本分離やNTT東西が一体となった運営、またNTT東西が保有する光ファイバを国有化し事業者へ運営を委託することは、設備の効率化インセンティブが失われ、設備利用料金が下方硬直的になり、ひいては最終利用者の料金が高止まりすることも懸念され、サービス競争や利用者の利便性に悪影響を与えることから、行われるべきではない。（STNet）
- アクセス網を承継するアクセス会社の設立等には多大な移行コスト等がかかるほか、設立された場合には地域の小規模な事業者の淘汰に繋がる可能性があり、設備競争が減退し、中長期的には料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあることや、光ファイバ料金の適正性や提供の公平性は、現行の電気通信事業法やNTT法等により担保されていることから、アクセス部門の分離を講じる必要性はない。（オプテージ、トークネット）
- 引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えていることに加えて、ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離については不要。（NTT）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- 光ファイバや線路敷設基盤は、引き続き事業法に則り公平に提供を行っていく考えであり、必要であればNTT東西とNTTドコモの統合を禁止する規定を事業法で定めることで、懸念されているような公正競争上の重大な影響は生じないと考える。これまで、NTT東西がサービス開発・提供とネットワークの構築・高度化に両輪で取り組み、設備設置事業者との設備競争を通じて光カバー率99.8%やサービスの高度化を達成したことを踏まえれば、引き続き、これまでの体制・競争環境の中で取り組んでいくことが最も適切であり、**ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離については不要。**（NTT）
- NTT東西のアクセス部門の資本分離や運営主体の在り方については、公正競争だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障にも影響を及ぼすため、**丁寧に議論を尽くすべき。**なお、本議論を行う際、電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は市場の変化とともに変わっているものの、「**特別な資産**」の**不可欠性と競争優位性は不変。**むしろ、**公正競争環境の確保の観点でその重要性は高まっている**ことを踏まえ、NTT再編成が本来目指した、**構造的な競争環境の実現を目指す**べき。（KDDI）
- 特別な資産をリスクにさらすことがあってはならず、仮に、NTTへ相応の規制緩和を行う場合は、**アクセス部門の完全資本分離が必要。**その場合、完全資本分離された**アクセス部門にはNTT法相当の規制**を設け、特別な資産を保護することとなる（アクセス会社法）。（ソフトバンク）
- NTT法という「特殊法人法」によりNTT持株及びNTT東西に課せられている業務範囲規制や、累次の公正競争条件等の構造的規制が維持されず、「特別な資産」の公平性が担保されないのであれば、**NTT東西のアクセス部門を分離・国有化し、国が適切に管理**すべき。（楽天モバイル）

NTT東西の分離の在り方

（論点5 - 3 関係）

- NTT東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」、「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、**NTT東西の分離についてどのように考えるか。**
 - ・ NTTは、経営の必要に応じて**東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望**
 - ・ 他方、競争事業者からは、**NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性があるとの意見**
 - ・ また、NTT東西の統合は、**両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題との意見**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **NTT東西の統合や業務範囲規制の撤廃、グループ会社の事業再統合は、NTTの独占回帰が進み、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があるため、引き続き規制することが必要。**（エネコム）
- 仮にNTT東西が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場におけるNTT東西の市場支配力が高まることで、**事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がるため、NTT東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要。**（北海道総合通信網、オプテージ、QTnet、STNet、トークネット）
- 現状市場で圧倒的な支配力を持つ**NTT東西が統合されることにより、競争事業者に深刻な影響が生じる可能性が高く、公正競争の観点から極めて大きな懸念が生じる**ところ、公正競争が損なわれれば国民の利便性、利益が損なわれる事から、**NTT東西の合併は禁止されるべき。**（JAIPA）
- NTT東西は競争による非効率性の排除が働きづらい位置にあり、**政策による非効率性の排除が求められる**ところであり、**NTT東西の分離は引き続き維持すべき。**（ソフトバンク）
- NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要であることを踏まえ、**将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も経営戦略の選択肢の一つとなるよう見直しが必要。**（NTT）

（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- NTT東西分社時（1999年）から、市場の環境は大きく変化しており、かつてNTT東西の収益の柱であったメタル設備を用いた固定電話は赤字が拡大し、光サービスの純増も今後の大幅な拡大は見込めない状況の中、NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続するためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要なため、**将来的に経営の必要に応じて、NTT東西の統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望。**（NTT）
- 競争政策の観点でのNTT東西分離の目的は、**ヤードスティック競争による非効率性の排除や資本分離を通じた相互参入による競争促進**であったが、政策議論も無いまま持株会社制度が導入（1999年）され、その目的は達成されておらず、**東西一体化は本来の競争促進政策に逆行する。**（KDDI）
- NTT東西とNTTドコモの資本一体化に伴い、料金低廉化インセンティブが生じにくい構造となっている。現状は東西の卸料金や運用等の差異を確認し効率化の有無を検証できるが、**東西が合併するとブラックボックスになり確認できなくなる懸念あり。**また、NTT東西の分離には、**競争を通じた非効率性排除の目的**があったものの、利用料金の低廉化は十分に進展せず、**機能していない。東西分離を維持しつつ、検証・追加措置が必要。**（ソフトバンク）
- 引き続き**NTT東西の分離**、及び公正競争確保のための「**特別な資産**」の**公平性の担保が必要**。現在、ヤードスティック競争により両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等が行われ、透明性が図られていると認識しており、ドミナント事業者同士である**NTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証が困難となり、「特別な資産」の管理に関する不透明性が増大することから反対。**（楽天モバイル）

線路敷設基盤の公正競争の確保の在り方

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **公的な資産を継承した事業者と、新規で整備を行う事業者の間で公平な競争条件が確保されることが必要**で、特に電柱の共架、ダークファイバーの利用については透明かつ公平な運用が必要。（ケーブルテレビ連盟）
- NTT東西以外の通信事業者が自ら全ての電柱を立てインフラを構築することは、道路占有許可や経済的にも現実的ではなく、NTT東西等が所有する電柱を利用してインフラを構築しているところ、公正競争環境の確保の一環として、**NTT東西が線路敷設基盤の利用を希望する事業者に対し電柱利用の許容条件等の基準を開示していただくことが必要**。（JCOM）

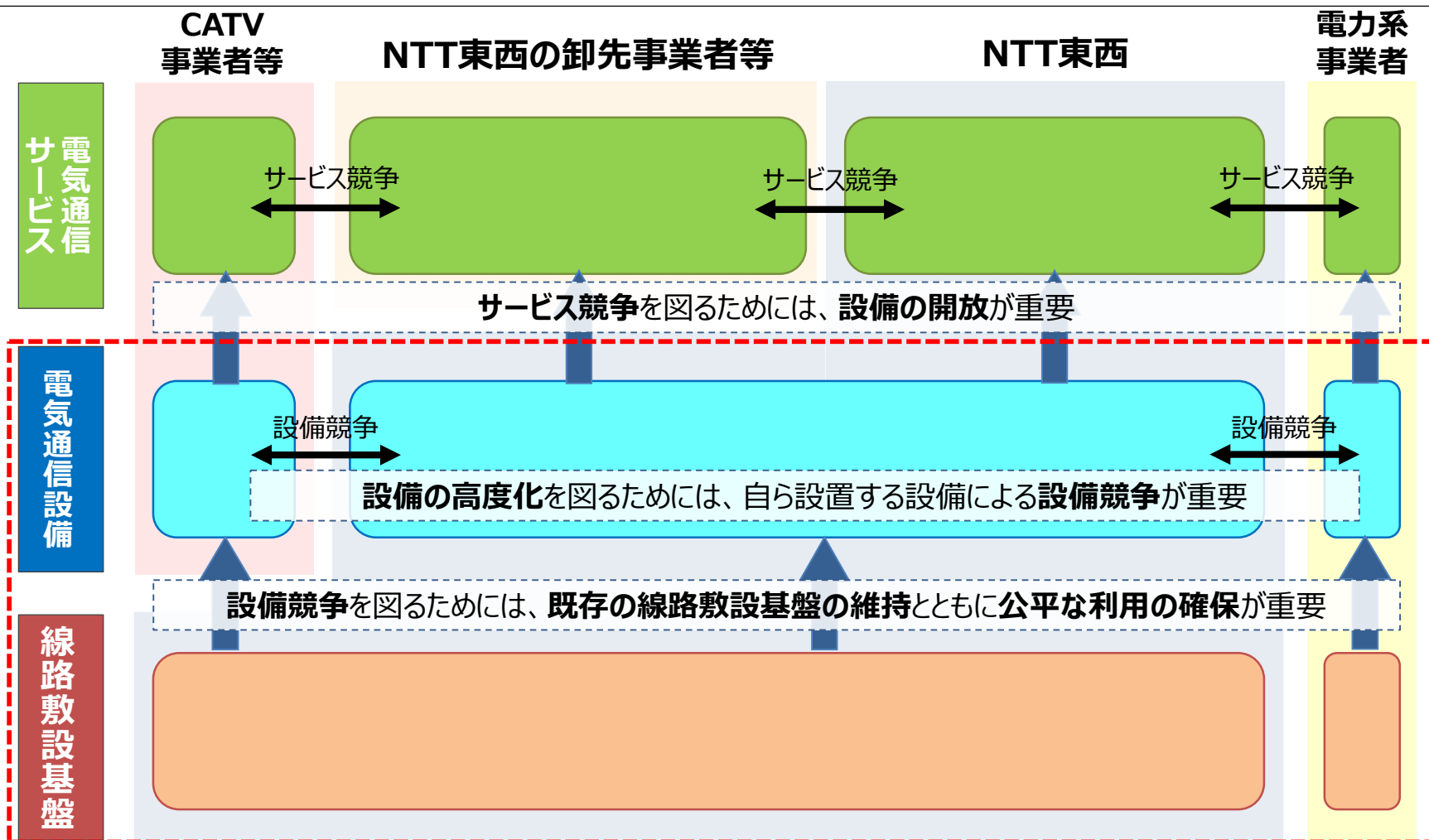
（公正競争WGにおける構成員等の主な意見）

- **NTT東西のネットワークは、NTT以外の者が保有し得ない線路敷設基盤の上に構築されたものであり、公平な利用を確保する観点から、他事業者に対してNTT東西の利用部門と同一の条件で提供することを明確化すべき**。（相田構成員）

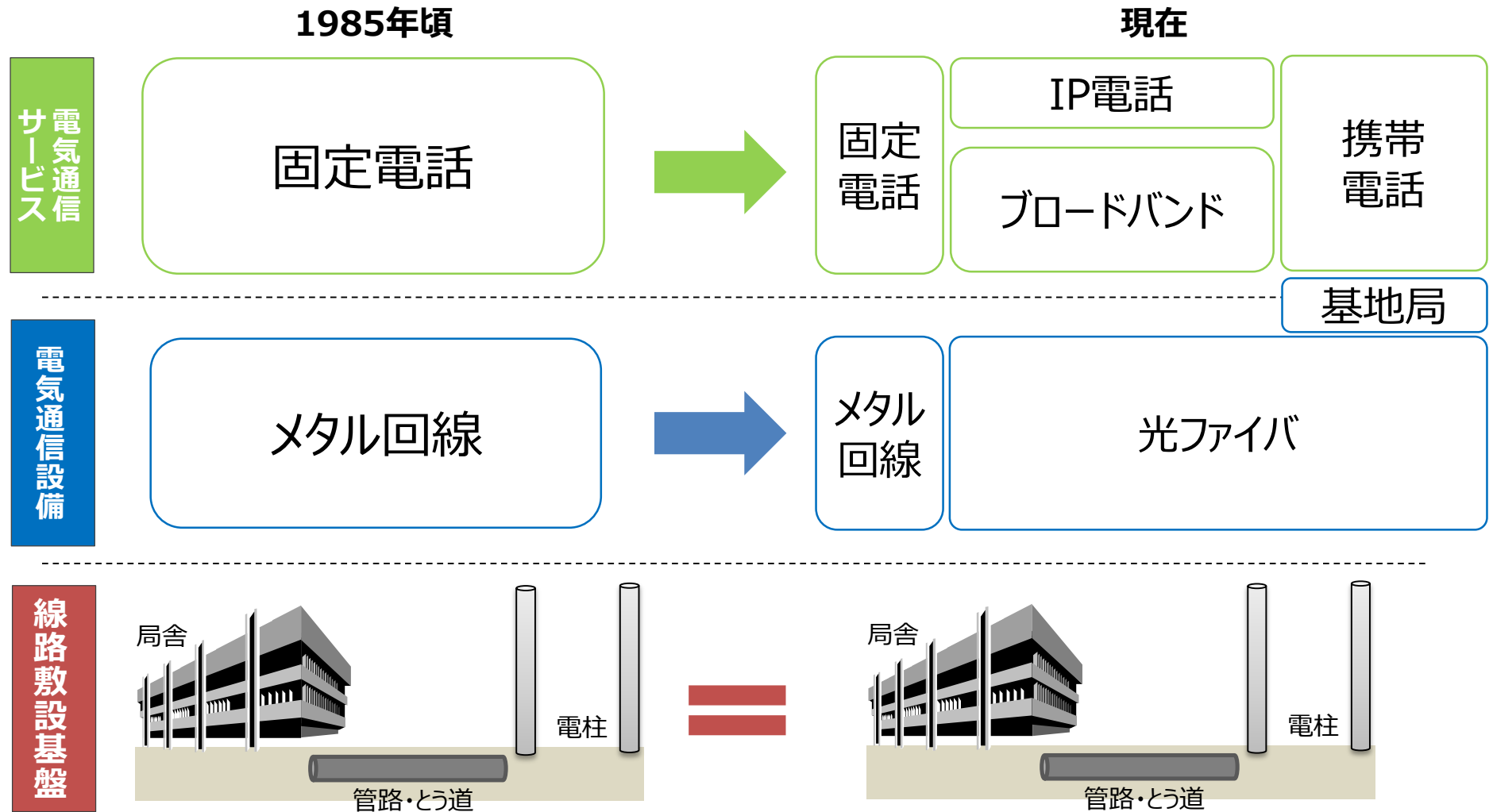
（公正競争WGにおける事業者等の主な意見）

- 線路敷設基盤については、NTT法ではなく、電気通信事業法や「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」において、安定的かつ公平な提供義務のルールが確立している。NTT東西は、**メタル縮退後も光回線を引き続き維持・拡大し、基地局回線の提供義務やブロードバンドのユニバーサルサービスの最終保障提供義務を担っていく**考えであり、**電柱や管路・とう道等の線路敷設基盤については、引き続き必要な基盤として維持するとともに、他事業者にも公平に提供していく**。（NTT）
- 平時は勿論、災害や安全保障上の脅威に対して「**特別な資産**」を法的に保護し、我が国の**通信の安定性**とともに、**安全性・信頼性を確保**することが必要。重要設備の譲渡・担保制限の対象として局舎等の線路敷設基盤が含まれていないことが課題、速やかに「**特別な資産**」の**全てを対象として制度化すべき**。これは、特別な資産を売却・担保に供することなどで本来業務以外への事業拡大等により過大なリスクを負うことによる、NTT持株・東西のあるべき姿・本来業務に支障が起る懸念を抑止する機能を担うことにも通じる。（ソフトバンク）
- 今後のわが国のすべての通信事業者のサービス提供の基盤となる線路敷設基盤について、電気通信事業法において貸し出しの公平性が担保されているのは、第一種指定電気通信設備に関するごく一部に限られる。今後の電気通信サービスにおいて、**線路敷設基盤を含む「特別な資産」の重要性がさらに増大**することも想定されることから、電気通信事業法のみならず、設備貸出ルール等を規律する**電通法**と、業務範囲規定や累次の競争条件とを規律する**NTT法との両輪**により、「**特別な資産**」の**公平性を引き続き担保**することが、**公正競争確保の観点から不可欠**。（楽天モバイル）

- 料金の低廉化やサービスの多様化・高度化には、サービス提供事業者同士の「サービス競争」の確保が必要。
- これには、サービス提供に不可欠な電気通信設備を開放するとともに、当該電気通信設備について技術の進展に応じた高度化が必要なため、電気通信設備を自ら設置する事業者同士の「設備競争」が重要。
- 設備競争を図るためには、電気通信設備の設置に不可欠な線路敷設基盤について、新たに全国的に構築することは困難であるため、既存の線路敷設基盤の維持とともに公平な利用の確保が重要。



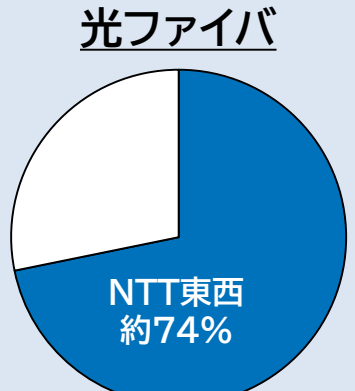
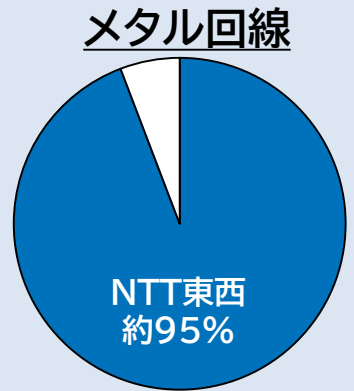
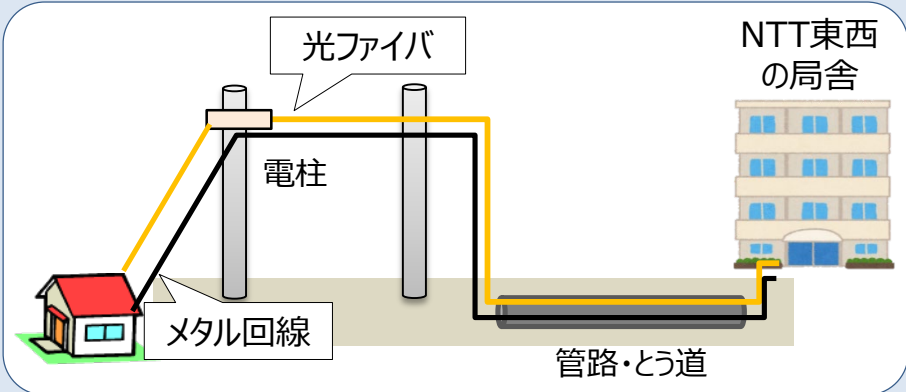
- 1985年当時は、固定電話やメタル回線が中心であったが、電気通信サービスでは、IP電話・ブロードバンドや携帯電話に、電気通信設備では、光ファイバや携帯網にその中心が変化している。
- このように、電気通信サービスやその提供に必要な電気通信設備は、技術の進展等により変化する一方、電気通信設備の設置に必要な線路敷設基盤の不可欠性に変わりはないところである。



NTT東西のネットワークの公共性

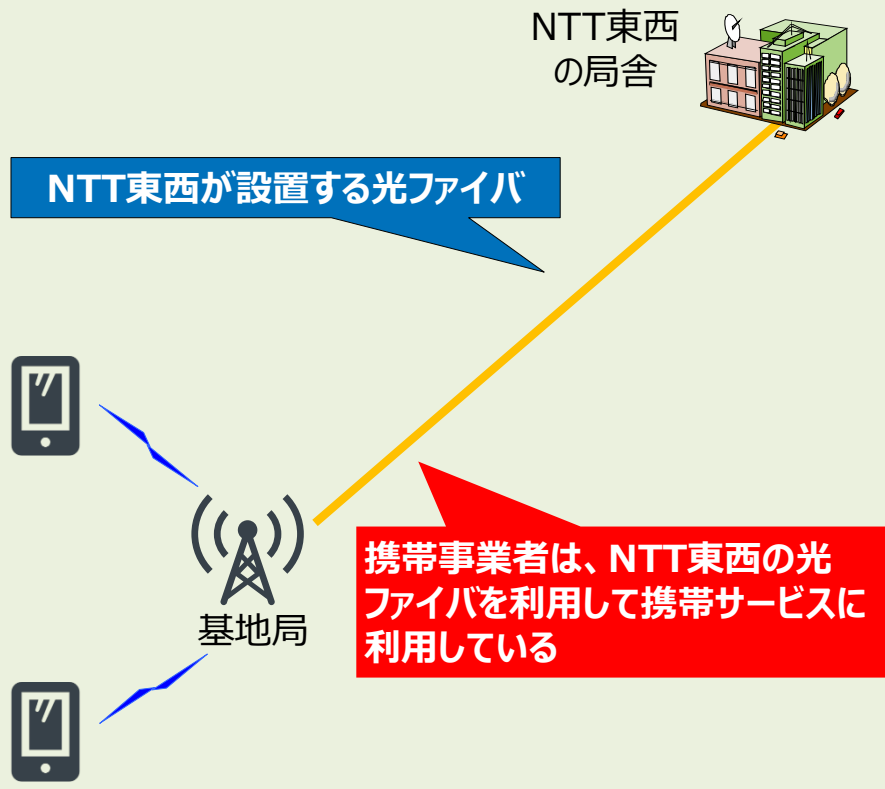
- 固定通信回線の設置には、線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）が不可欠だが、NTTは、電電公社から全国の線路敷設基盤を承継。これを活用し、固定通信回線の大宗はNTT東西が設置し、固定通信サービスの提供に不可欠な役割。
- また、NTT東西の光ファイバは、移動通信サービスでも、エントランス回線（「局舎～基地局」間の回線）として利用され、その提供に必須となる等、固定通信・移動通信の双方において公共的な役割を果たしている。

固定通信回線のシェア



※ NTT東西の光ファイバを利用してサービス提供している事業者は800社超（ISP、ケーブルテレビ事業者等）

移動通信網を構成するNTT東西の光ファイバ



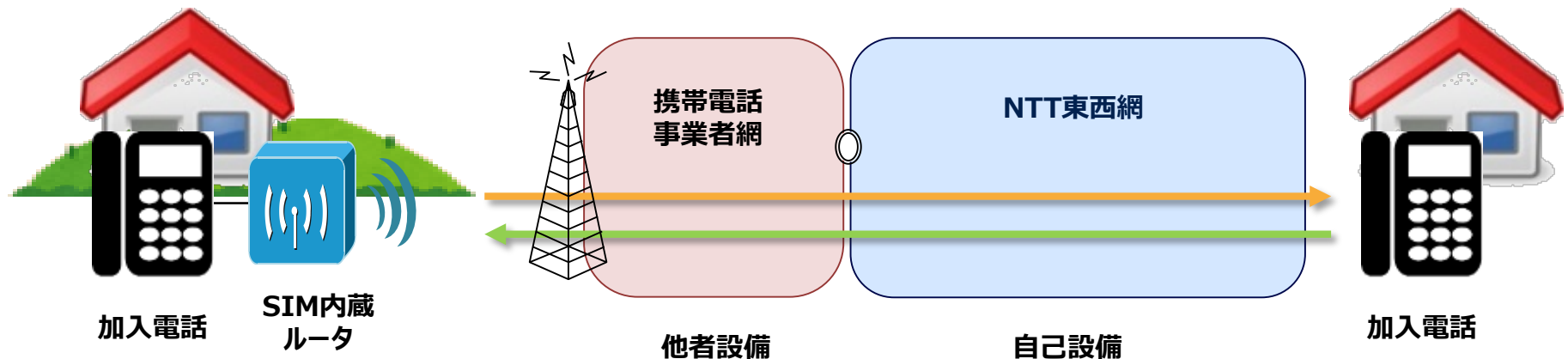
携帯事業者は、NTT東西の光ファイバを利用して携帯サービスに利用している

- 電気通信事業は、主に「線路敷設基盤」の上に設置された「電気通信設備」を用いて「電気通信役務」を提供する事業。
- NTT法では、「電気通信役務」には「業務範囲」に関する規律を設け、「電気通信設備」には「自己設置要件」及び「重要設備の譲渡等の認可」の規律を設ける一方、「線路敷設基盤」に関する規律を設けていない。

自己設置要件

原則 地域電気通信業務は、自己設備を用いて行わなければならない。

例外 電話の役務提供の確保に必要がある場合に、総務大臣の認可により、他者設備を用いることができる。
(NTT法第3条のあまねく提供責務の対象)

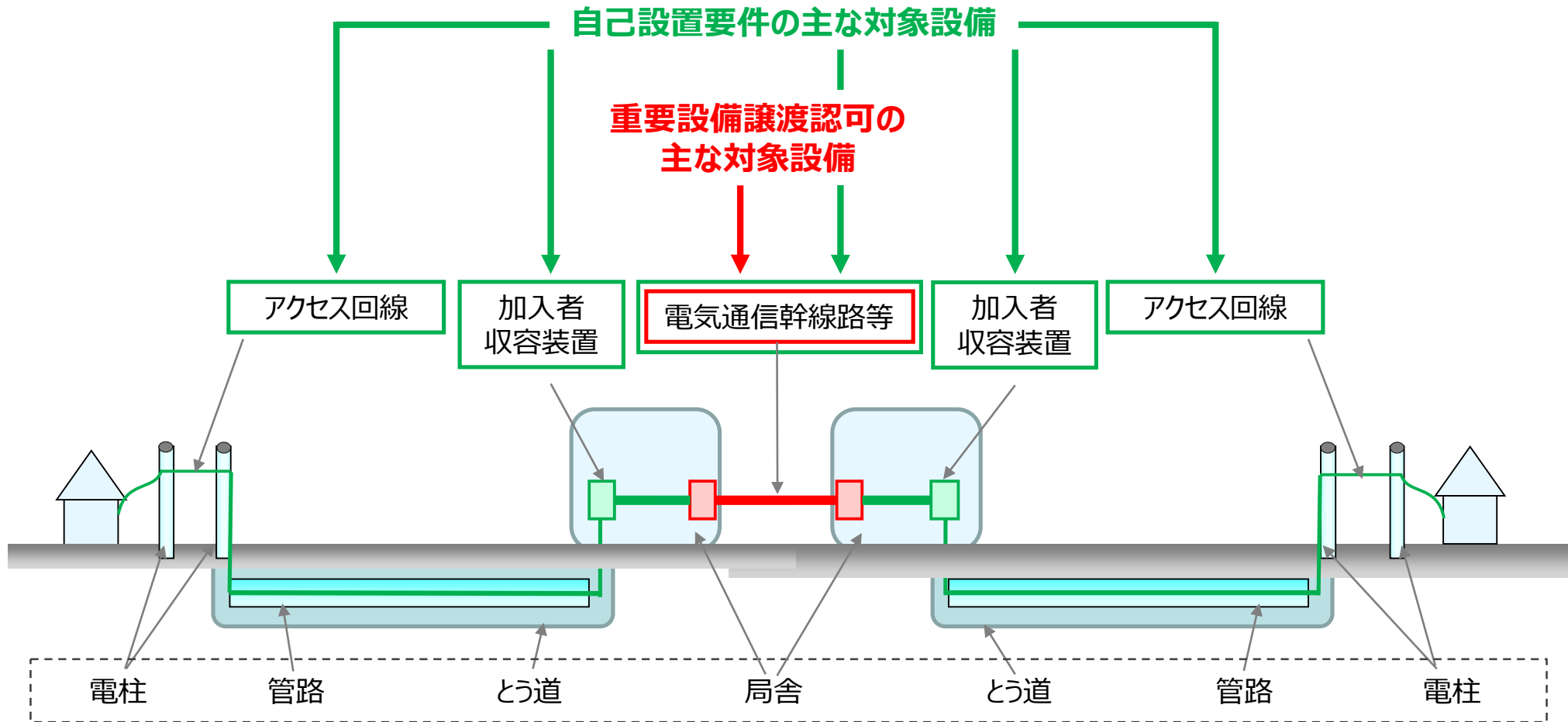


重要設備の譲渡等の認可

- 電気通信幹線路及びこれに準ずる重要な電気通信設備の譲渡等は、総務大臣の認可が必要。

※ 線路敷設基盤（電柱、管路・とう道等）は、工作物であり、電気通信設備に該当しない。

- 「自己設置要件」の対象は、**地域電気通信業務**を行うために用いる**電気通信設備**。
- 「重要設備の譲渡等の認可」の対象は、**電気通信幹線路**及びこれに準ずる重要な電気通信設備。
- 他方、**線路敷設基盤**については、「自己設置要件」、「重要設備の譲渡等の認可」の対象外。



- 電気通信事業法では、**認定を受けた電気通信事業者**について、**線路等の設置のための土地等の使用权（公益事業特権）に係る協議**に関する規律を設けている。
- 協議に関する認可・裁定の運用基準として、「**公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン**」を策定。
- この**ガイドライン**では、電柱・管路等の**貸与申込手続**や**貸与拒否事由**等を規定。

※ このほか、NTT東西においては、接続関連の規律として、一種指定設備との接続に必要な電柱等の使用に関する条件を接続約款に定めることとされている。

土地等の使用の円滑化に関する枠組み

電気通信事業の**認定**

土地等の使用权の設定に関する協議についての**認可**

土地等の使用权の設定に関する**協議**
※協議不調・不能の場合は**裁定**

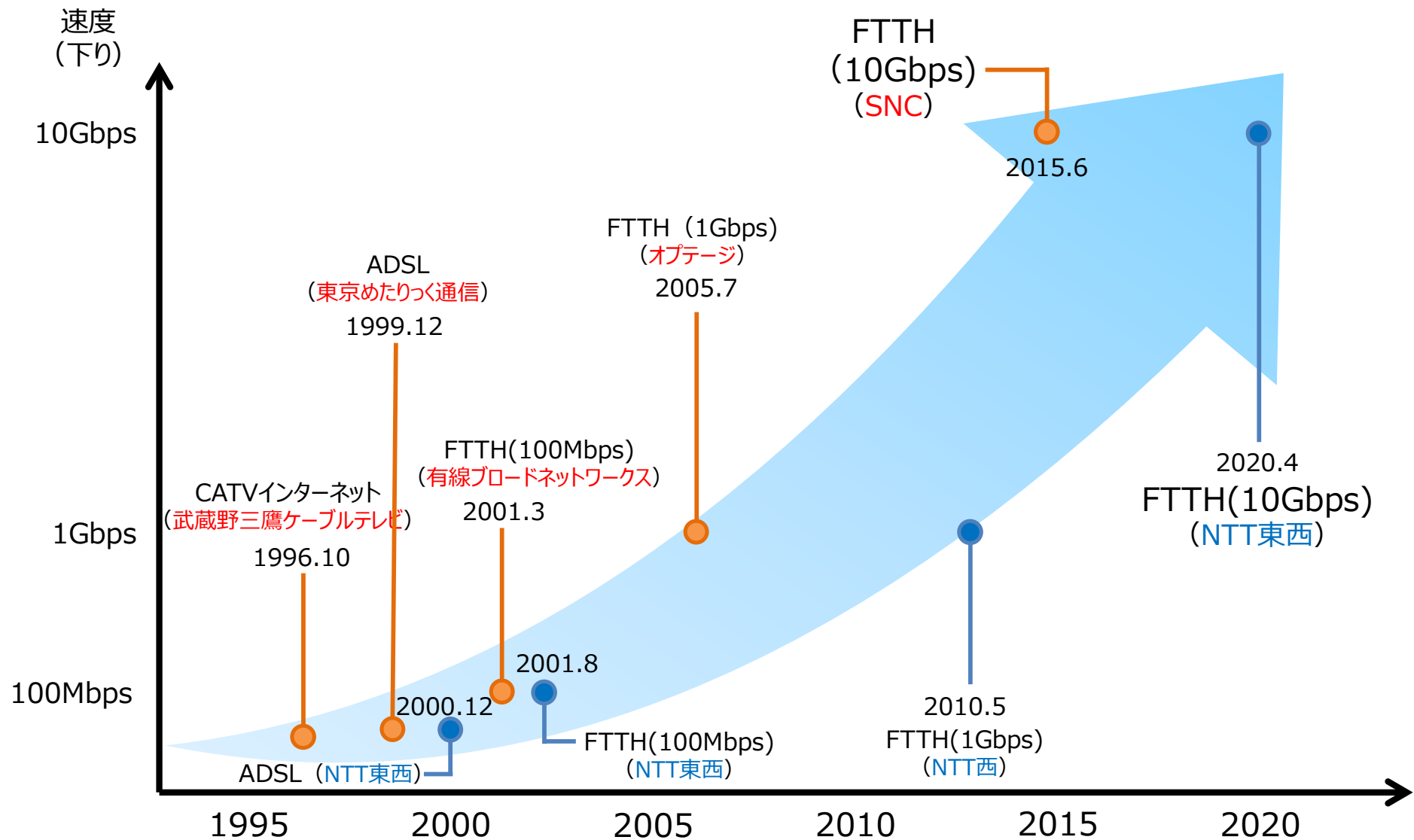
土地等の使用权の設定、土地等の使用

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

【主な内容】

- ・ 電柱・管路等の貸与申込手続
- ・ 貸与拒否事由
- ・ 貸与期間
- ・ 貸与の対価

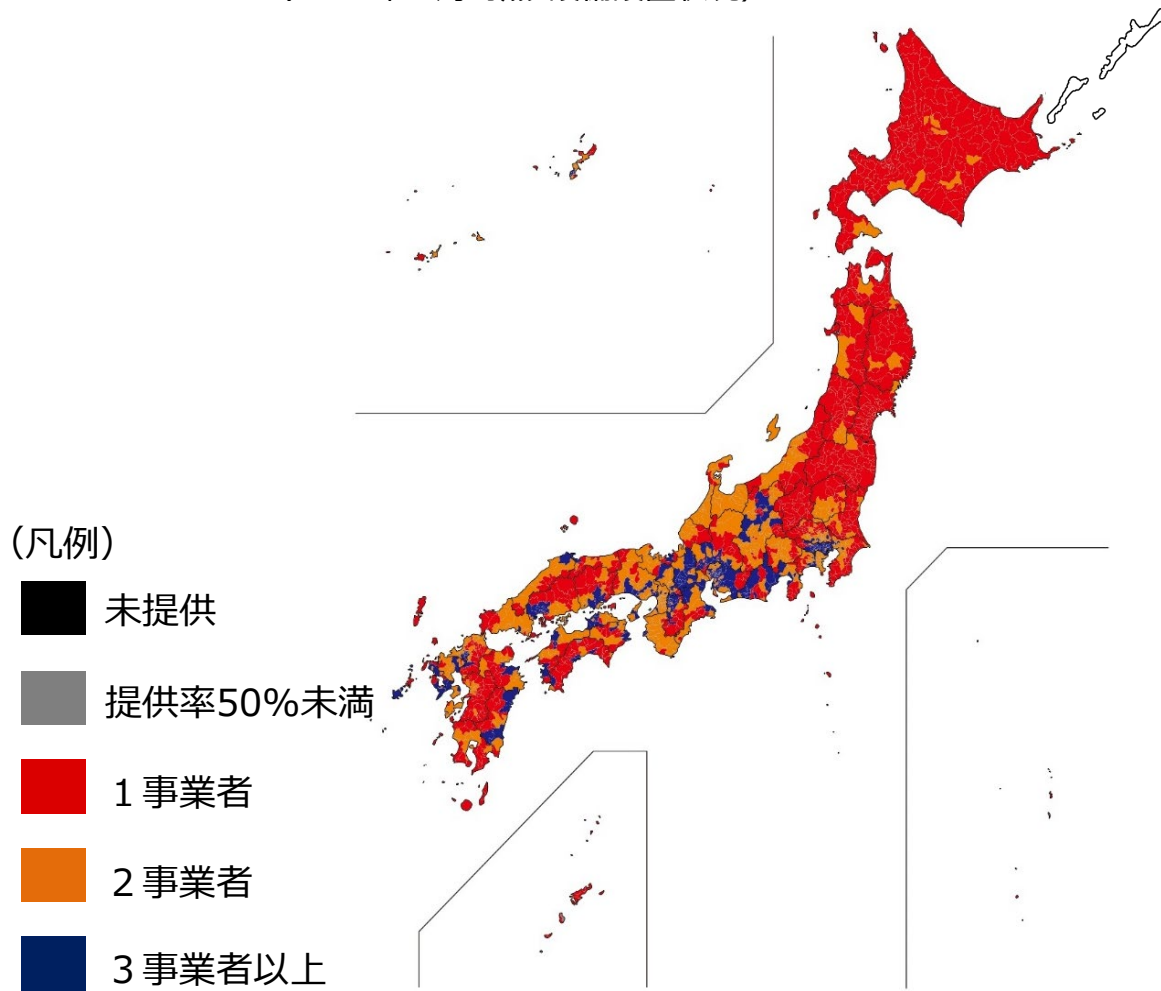
- 固定系ブロードバンドについては、DSL、FTTH等に多くの事業者が参入して設備競争が行われ、料金の低廉化や、1Gbpsや10Gbpsといったサービスの高度化が図られてきた。



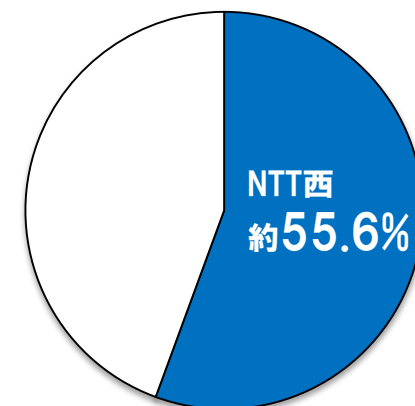
- **固定系超高速ブロードバンド**（FTTH及びCATV（HFC方式））の設備は、**都市部においては複数事業者**による競争が行われているものの、**地方では1事業者のみ**の提供となっている地域が多い。

固定系超高速ブロードバンド提供事業者の状況

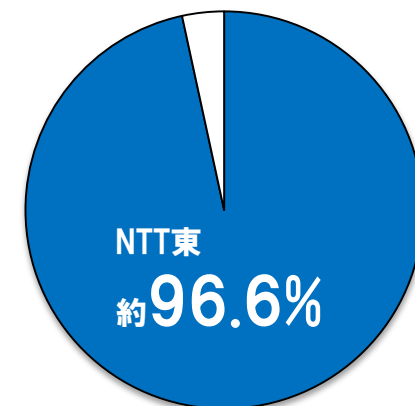
（2022年3月時点・設備設置状況）



大阪府における加入者回線シェア

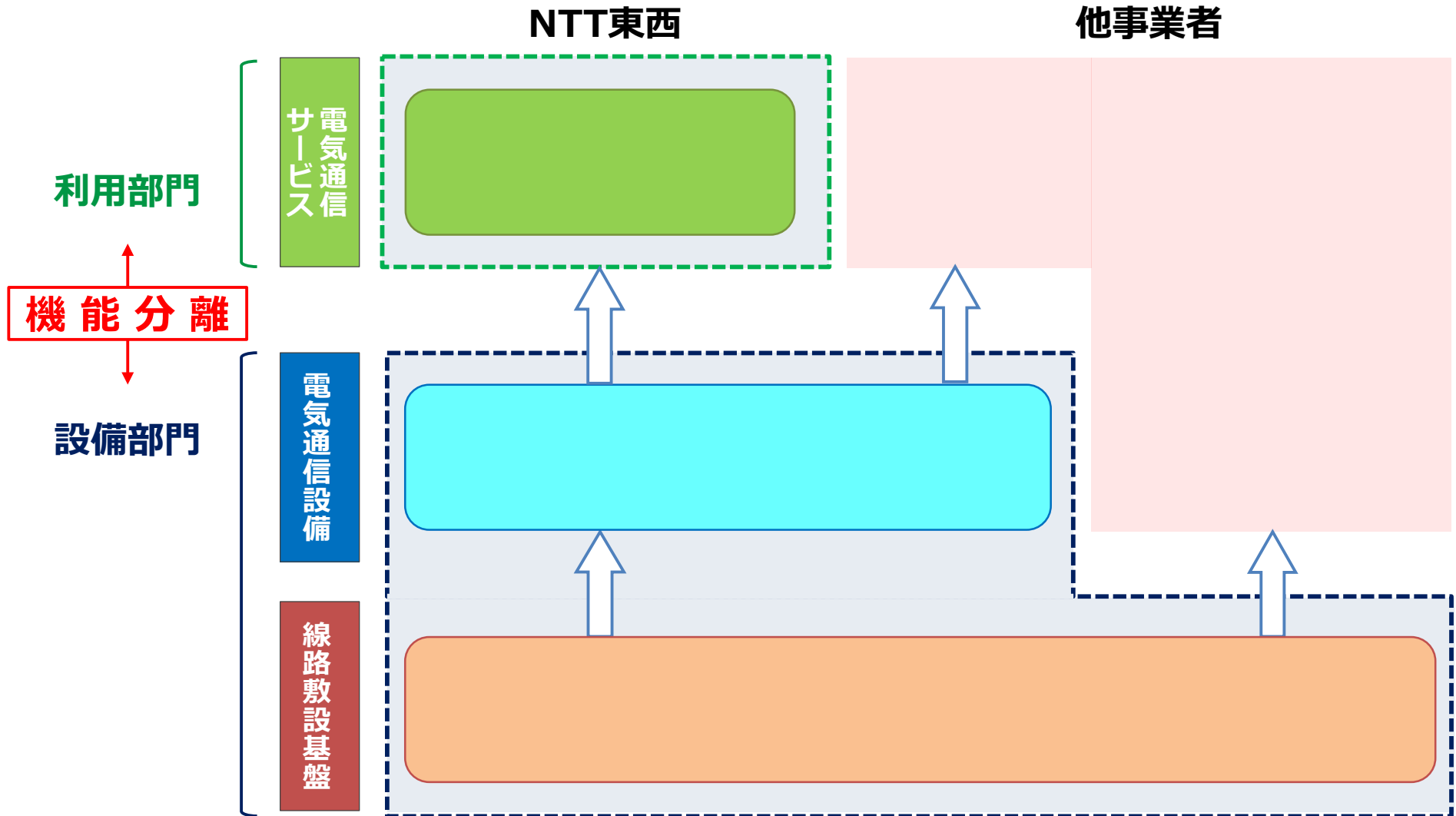


福島県における加入者回線シェア



※いずれも2023年3月末時点

- NTT東西は、ボトルネック設備へのアクセスについて他事業者との同等性の確保を徹底するため、線路敷設基盤やボトルネック設備を保有する「**設備部門**」と、それらの設備を用いてサービスを提供する「**利用部門**」との間の**ファイアウォール**を強化するための**体制整備（機能分離）**を行っている。



- NTT東西は、**線路敷設基盤**（局舎、電柱、管路、とう道等）や光ファイバ等の**アクセス回線**といった「**通信インフラ**」を保有。
- このアクセス部門の**運営主体**について、① **NTT東西**が引き続き運営、② NTT東西から**資本分離** 等の選択肢が想定。

① 引き続きNTT東西が運営

NTT東西

アクセス部門

（接続業務部門、
設備管理部門）

他部門

（営業部門、サー
ビス開発部門）

② 資本分離し、国有化

NTT東西

他部門

（営業部門、サー
ビス開発部門）



資本分離

アクセス部門

（接続業務部門、
設備管理部門）

国有化し、事業者**に業務委託**

③ 資本分離し、民営化

NTT東西

他部門

（営業部門、サー
ビス開発部門）



資本分離

アクセス部門

（接続業務部門、
設備管理部門）

独立した株式会社として**運営**

検討の視点

通信政策として確保すべき**4事項の確保に資するか、実現可能性はあるか**について検討が必要

① ユニバーサルサービスの確保

② 公正競争の確保
（設備競争・サービス競争）

③ 国際競争力の確保

④ 経済安全保障の確保

⑤ 分離に伴うコスト
（費用、時間等）

⑥ 既存株主への影響
（国有化に係る費用等を含む）

- NTT東西の分離は、「両者のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」（比較競争）、「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」（直接競争）の観点から導入。
- 比較競争を可能にする観点から規模を同等にする必要があるほか、安定した財務基盤の確保及び料金やサービス、インフラ整備等で過大な地域格差が発生しない体制とするため、地域通信部門を東（北海道、東北、信越、関東）・西（東海、北陸、関西、中国、四国、九州）2社に分割。

NTT東西、他事業者の経営規模の比較

※金額はいずれも単体、2022年度。

	NTT東	NTT西	オプテージ	SNC	QTnet	イツコム	ZTV	HTNet
営業収益（売上高） （億円）	15,449	13,054	2,572	1,493	678	304	167	77
営業利益（億円）	2,373	1,113	432	129	3	33	28	19
資本金（億円）	3,350	3,120	330	80	220	53	11	60
総資産（億円）	34,444	31,980	3,089	1,502	1,651	366	364	176
従業員数（人）	4,950	1,400	2,870	871	1,076	649	387	187
主な業務区域	東日本	西日本	近畿	全国	九州	東京、川崎、 横浜エリア	三重県・滋賀県・ 京都府・和歌山県	北陸

NTT東西の比較（フレッツ光ネクスト 月額利用者料金）

※2023年3月末時点

	NTT東	NTT西
戸建て向け（ファミリータイプ）	5,400円	5,400円
集合向け（マンションタイプ）（光配線方式）	2,900円	3,700円